

## イメージデータで提出可能な添付書類 (申請・届出等 (相続税・贈与税関係))

イメージデータ (PDF 形式) による提出が可能な主な添付書類は、次のとおりです。  
なお、この一覧は、令和7年4月1日現在の法令に基づくものです。

### ○ 添付書類をイメージデータで提出する場合の注意事項 ○

「更正の請求書 (付表)」など、電子データ (XML 形式) により提出が可能な添付書類については、イメージデータで提出することができません。

なお、電子データにより提出が可能な添付書類は、「[利用可能手続 \(申請・届出等\) 相続税・贈与税関係](#)」でご確認ください。

手続の名称	添付書類の名称
相続税の更正の請求 (国税通則法第 23 条) (相続税法第 32 条)	更正の請求の理由となった事実を証明する書類 など
贈与税の更正の請求 (国税通則法第 23 条) (相続税法第 32 条)	更正の請求の理由となった事実を証明する書類 など
災害により被害を受けた場合の相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例に関する承認申請 (租税特別措置法第 70 条の 3 の 3)	災害により被害を受けた場合の相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例に関する承認申請書 (付表) など